

# 介護サービス 総合事業

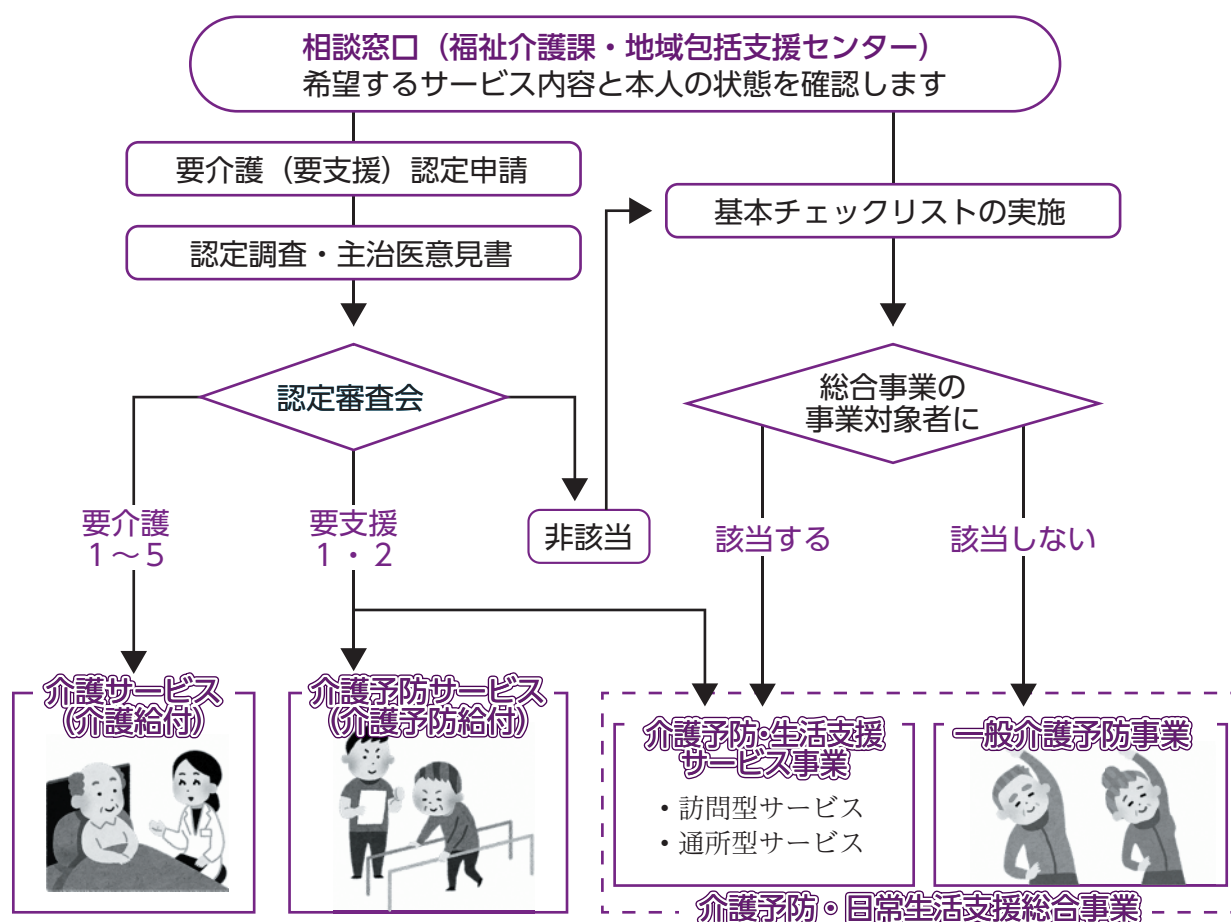
介護保険

## を利用するには

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

65歳以上の方の「介護や支援」「介護予防」のために、『介護保険』『介護予防・日常生活支援総合事業』という制度があります。日常生活で困ることができて介護保険のサービスを利用したいときには、まず福祉介護課・地域包括支援センターにご相談ください。

※40～64歳の方で「特定疾病(16種類)」により介護や支援が必要となった方は「介護保険」の対象となります。



### 認定結果が通知されたら

介護保険のサービスを在宅で受けるためには介護サービス計画(ケアプラン)を作成する必要があります。要介護1～5の方は認定結果に同封される居宅介護支援事業所に連絡し、ケアプラン作成を依頼してください。非該当、要支援1・2の方は地域包括支援センターから連絡させていただきます。

### 総合事業とは

総合事業では、要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防することを目指します。要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。